

「財産所有制民主主義」と福祉国家*

——ロールズによるその理論的分析——

渡 辺 幹 雄

はじめに

1999年、遅ればせながら登場した『正義の理論』改訂版の序文「改訂版への序」において、ロールズはいわば反実仮想をしつつ、もしもいま、『正義の理論』を書き直すことができたら、2つのトピックスについて違った仕方で論じていたろう、と漏らしている。2つのトピックスとは、第1に、原初状態における「正義の二原理」の論証方法、第2に、彼の説く「財産所有制民主主義」(property-owning democracy)と、いわゆる「福祉国家」(a welfare state)の区別である¹⁾。

あるいは読者は、はたして、正義の二原理の論証方法という、かなり抽象的で理論的な次元の問題と、一見してリアルな制度論とのかかわりに、いささかのとまどいを覚えるかもしれない。2つのトピックスとは、単に独立の、ロールズが「失敗」と感じたことの吐露にすぎないのか、それとも、なんらかの内的連関(とりわけ理論的な)を有しているのであろうか。本稿において、追って私は、この真相が後者であること、すなわち、2つのトピックスは、相互に理論的に密接な関係にあることを明らかにするであろう。

そこでまず準備段階として、本稿の中心テーマからは若干それるが、第1のトピック、すなわち正義の二原理の論証方法について、基礎的な理解を共有しておくことにしよう。

『正義の理論』初版(1971年)では、ロールズはその正義の二原理——「公正としての正義」(justice as fairness)ともいう——を、他の正義

の構想と比較してダイレクトかつストレートに——主として「マキシミン・ルール」(maximin rule)によりながら——論証(演繹)しようと試みた。彼の挙げた対抗馬には、古典的な功利主義、直觀主義、卓越主義、そして功利主義の現代版「混合構想」(a mixed conception)などが含まれている。こうしたリストのなかから、ロールズは彼の推す正義の二原理がいわば一足飛びに演繹されることを期待したのであるが、その後「格差原理」(the difference principle)の正当化に疑義が持ち上がるに及んで、彼はいっそう精緻な分析を要求されたのである。とくにロールズが腐心したのは混合構想との比較であった。混合構想とは、格差原理を「平均効用原理」(the average utility principle)に置き換えただけの、まさに正義の二原理と瓜二つの構想であったから、ロールズはいまや、格差原理を(そしてそれだけを)正当化するための独立の論証を要求されたのである。かくして、正義の二原理の論証は、第1に古典的功利主義との比較、ついで混合構想との比較、といった、2段階の基礎的な比較を通じて提供されることになる²⁾。(そしていまや、マキシミン・ルールが効力を発揮するのは第1の比較においてだけだ、といわれる³⁾。)

そこで、本稿の中心テーマにとって、なにゆえ混合構想についての了解が必須なのかといえば、それこそが、上述の第1および第2のトピックをつなぐ連結点となるからである。以下、そのタネ明かしを手短にしておこう。

格差原理の正当化に対する仮借なき批判は、J・C・ハルサーニやR・M・ヘアによってもた

らされた⁴⁾。ハルサーニは、マキシミン・ルールが不合理かつ不道徳な原理であるとして、最小値の最大化（マキシミン）ではなく、むしろ平均効用の最大化を説く平均効用原理こそが合理的かつ道徳的であると主張した。またヘアは、ミニマム・レヴェルの無際限的な上昇を要求するマキシミン・ルール（ひいては格差原理）よりも、一定のソーシャル・ミニマムを絶対的に保障する「保険戦略」（insurance strategy）のほうが、おおかたの人々の「道徳的直観」に合致し合意を得られやすいとして、格差原理の不合理性を糾明した。そこでいま、この2人の論客の中心的な主張を1つにまとめれば、かの混合構想とほぼ同一の正義原理が演繹されることは瞭然である。一定の水準をソーシャル・ミニマムとして絶対的に保障したうえで、それを超える部分については平均効用原理に従った分配にゆだねる。ロールズはこれを「制限付き効用原理」（the principle of restricted utility）と呼んでいるが、もしもこの原理が正義の二原理よりも合理的かつ道徳的であると示されるなら、ロールズ正義論は完全に立ちゆかなくなる。ハルサーニ、ヘアへの反対応答という意味でも、混合構想との対決は、ロールズ正義論にとって生命線なのである。そして以下、我々の考察が示すように、ロールズによれば、いわゆる福祉国家とは、まさしくこの混合構想の制度論であり、逆に財産所有制民主主義とは、彼の説く正義の二原理の制度論なのである。したがって、福祉国家に対する財産所有制民主主義の制度的優位の論証（上述第2トピック）は、混合構想に対する正義の二原理の理論的優位の論証（上述第1トピック）を裏書きするものであり、その逆もまた真である。このことは、原初状態からの論証という先驗的=論理的議論と、制度論的な考察という経験的=直観的議論とが表裏一体をなすこと、すなわち、第1と第2のトピックが、ロールズ正義論において整合的に統一されていること（いわばコインのうら/おもて）を意味している。だからこそ、「改訂版への序」で示された2つのトピックスは、その表面的な独立性にもかかわらずきわめて密接なつながりを有しているのであって、まさしくロ

ールズ正義論の根幹にかかわるものなのである。以下本論は、上記2つの側面——先驗的/経験的、論理的/直観的——を総合する視点からの考究である。

I 財産所有制民主主義 vs. 福祉国家資本主義

財産所有制民主主義を現行の資本主義体制に代わるものとして提示するロールズは、資本主義をその経済的基盤とする既存の福祉国家を、「福祉国家資本主義」（welfare-state capitalism）（ないしは資本主義的福祉国家）として批判的俎上に載せる。ロールズによれば、財産所有制民主主義と福祉国家は、ともに自由かつ競争的な市場を基礎に、生産手段の私的所有を認めることにおいて共通するものの、そのあいだには端倪すべからざる相違がある⁵⁾。ロールズはその差異についてすこぶる明瞭な規定を与えており、その内容は続く節での我々の考察の出発点をなすから、ここでは煩を厭わず「改訂版への序」から引いておく。

「1つの重大な違いは、財産所有制民主主義の背景的な（background）諸制度は、その（実効的に）競争的な市場システムと相俟って、財産や資本の所有を分散させ、それによって社会の小部分が経済、そして間接的に政治生活それ自体を管理するのを防ごうすることである。財産所有制民主主義がこれを回避する手だては、各期末に不足の人々に対して所得を再分配することではなく、むしろ各期首に、すべて平等な基本的諸自由と、機会の公正な平等を背景として、生産財や人的資本（教育された能力や訓練された技能）の広範な所有を保証することである。その思想は単に、事故や不幸によって挫かれた人々を援助することではなく（それは不可欠だが）、むしろすべての市民が、適切に平等な条件のもとで、相互の敬意を足がかりにみずからに関心事を処理し、社会的な協働に参加できるようにすることである。」（Rawls, 1999 a, pp. xiv-xv）

これに対して、「福祉国家では、その目的は、

誰一人品位のある (decent) 最低水準の生活——その基本的なニーズが満たされる水準——以下に落ちてはならない、ということである。万人が事故や不幸に対する一定の保護——たとえば失業補償や医療——を受けるべきである。各期末に援助の必要な人を特定できれば、所得の再分配がこうした目的に資する。こうしたシステムは、格差原理を侵す所得の大規模な不均衡、ならびに、政治的な諸自由の公正な価値と矛盾する、相続財産の大きな不平等を許容するであろう。機会の公正な平等を保障する一定の努力はなされるであろうが、財産や、それが認める政治的影響力の不均衡を見れば、不十分であるか、さもなくば実効性を欠く」 (*ibid.*, p. xv) であろう。

さて、そこまでまず確認しておくべきは、福祉国家(資本主義)とは、まさしく上述の混合構想、すなわち制限付き効用原理(ハルサーニ=ヘアの構想)の制度化である、という点である。しかるにロールズによれば、かかる構想、ひいては福祉国家は、ある致命的な欠陥を抱えている。すなわちそこでは、「背景的な正義が欠落し、所得や財産の不平等があるために、失望し消沈した下層階級(underclass)が生まれ、そのメンバーの多くは慢性的に福祉に依存するようになる。この下層階級は疎外感を味わい、公共の政治文化に参加しなくなる」 (Rawls, 2001, sec. 42.4) のである。ここには、福祉国家の抱えるすべての問題が凝縮されているが、その含意はきわめて深甚であるがゆえに、その詳細については、以下、我々は節を変えて論究しよう。ここではひとまず、ロールズの福祉国家批判の要諦を整理しておくことにする。

財産所有制民主主義とは違い、福祉国家(資本主義)は、人々の行動の背景、もしくは枠組みを形成する社会的・経済的制度(社会の基本構造)に着目しない。それはただ事後的に、誰一人品位のあるソーシャル・ミニマム以下に転落しないように、所得や財産の再分配を行うだけである。そこでは、政治的自由の公正な価値が保障されていない。というのも、背景的制度に無頓着な福祉国家は、社会の小部分が生産手段をほぼ独占することをも許容する結果、人々は少数の経済権力の支

配下におかれ、政治的自由の実質的な意味を奪われるからである。政治的自由の単なる形式性を自覚した人々は、やがて政治参加の意志を失い、市民としての自尊心や自立を維持できなくなるであろう。もちろん、福祉国家もまた、機会の平等に気を配りはするが、経済権力の集中を防ぎうるほどではない。かくしてロールズは、つぎのように結論づける。「格差原理の十全な効力を理解するためには、それを財産所有制民主主義(あるいはリベラル社会主義体制)の文脈で——福祉国家のそれではなく——とらえなくてはならない。それは世代から世代への、自由かつ平等な人格のあいだの協働の、公正なシステムと見なされた社会のための、互恵(reciprocity)ないし相互性(mutuality)の原理なのである」 (Rawls, 1999 a, p. xv)。

II 分配 vs. 再分配

ロールズからの引用に明らかなように、福祉国家は「再分配」国家であって、その基礎たる制限付き効用原理は「矯正の原理」(the principle of redress) である。ここにいう矯正の原理は、「値しない(undeserved) 不平等は矯正を要する」と説く。「誰しも出生および天賦の才の不平等に値しないのだから、こうした不平等はなんらかの仕方で補償される必要がある」。「すべての人格を平等に扱い、眞の機会均等を供するには、社会は自然資産に乏しい人々、相対的に恵まれない社会的地位に生まれついた人々にいっそうの注意を向けなければならない。その思想は、偶然のバイアスを平等の方向へ矯正することである」。だから、「少なくとも人生の一定期間、たとえば初等教育時には、知性に富む人ではなく、そうではない人々の教育に対して、いっそう多くの資源を投下すべき」 (*ibid.*, p. 86) なのである。このように、福祉国家の原理は、社会的・自然的資産の分配状況を外生的な与件として、事後的な再分配を通じて、結果するシェアを平等の方向に矯正しようとするのだが、財産所有制民主主義の基礎たる格差原理は、元来「分配」の原理であって再分配(ないしは矯正)の原理ではない。この点を誤解する

と、かつてのリバタリアン、R・ノージックのごとき過てるロールズ批判が噴出する。

格差原理を含む正義の二原理は分配の原理である。人々は、それが与えたシェアに対してだけ正当な権利や権限を有する。先駆的で高度に政治的なアリーナである原初状態においては、物質的な財のみならず、自由や権利もまた分配される財と見なされていることに注意されたい。よって、そこに前-政治的な、自然権的所有権の入る余地はない。この点でロールズの契約論は共和主義的伝統に属するのであって、自然法学あるいは自然権論のそれに与するのではない。まさしく、公正としての正義は構想ないし理想にもとづく(*conception/ideal-based*)のであって、権利にもとづく(*right-based*)のではない、といわれる所以である⁶⁾。だから、福祉的な(再)分配はなんらかの自然権的権利行使の残滓からの拠出なのではない。その手の窮屈な制限は、格差原理にとって無縁である。このことをたとえば自然資産(天賦の才)について見てゆこう。人格のインテグリティからして、天恵による才能(それ自体)は個人の所有物である。しかし格差原理は、その民主的な平等の構想にもとづいて、ここから当の才能の産物に対する自然権的所有権を認めない。むしろ、道徳的に値しない天恵の産物は社会の共同所有物であって、天賦の才の分配を共通の資産(a common asset)と見るべきだと考える⁷⁾。よって、格差原理は、誰の権利を侵すわけでも、誰の人格を損なうわけでもない。正義の二原理(なかんずく格差原理)によって所有権は規定されるのであって、ノージックが考えたように、前-政治的な道徳的権利(所有権)の存在が、正義原理のあり方を掣肘するのではない。あらゆる権利は政治的である。そのすべては、正義の政治的構想に由来する。この点でも、ロールズは共和主義の伝統に忠実なのであって、リバタリアニズムの存在論的個人主義を退けるのである。

このように、財産所有制民主主義の国家は「分配」国家であって、その主務は、人々が正しくも権利を有するシェアを特定化することである。格差原理の与えるものに対して、人々は正当な権利

と権限を有するのであるから、福祉的措置は、自然権的な権利行使のあとに残ったものからの、「お零れ的な慈悲」ではない。市民は、自由かつ平等な道徳的人格として正当なシェアに与るのであって、それ以前にいかなる分配もないし、したがって再分配もないのである。

「すべてが上首尾であれば、もっとも恵まれない人は、すなわち不幸、不運の人——我々の慈善や同情、ましてや憐憫の対象——ではなく、他の万人と並ぶ、自由かつ平等な市民のあいだの政治的正義の問題として、互恵に与る人なのである。管理できる資源は少ないが、彼らは、相互の利益にかなうものとして、また、万人の自尊心と整合するものとして、万人に認められた条件のもとでその完全なシェアに与るのである。」(Rawls, 2001, sec. 42.3)

III コミュニティ vs. 「私の社会」

さてこれからは、財産所有制民主主義/福祉国家(資本主義)という図式を、ロールズ正義論のもっと広い文脈に埋め込んでみよう。前掲の引用に明らかなように、正義の二原理は、政治的な諸自由の公正な価値を維持することにかなりの意を砕いている。その第一原理には、政治的諸自由を含む、基本的な諸自由の平等と絶対性が謳われているが、なかでも政治的自由は、その価値にいたるまで平等でなくてはならないといわれ、いわば別格の地位におかれている。分配の原理たる格差原理が、自然的才能の分配を共同資産と見なすのも、もとはといえば、自然の才能の不平等が経済的格差、すなわち経済権力の格差をもたらし、それが社会の基本構造をゆがめることを通じて、ひるがえって市民の政治生活と政治的自立を脅かす(そしてそれは、自由かつ平等な道徳的人格としての市民の構想と相容れない)という危惧に発している。財産所有制民主主義においては、政治参加を含む政治生活は独立の善を形成するのであって、格差原理とは、その善に実質性を付与する原理なのである。ロールズは、現代民主主義国家に

おける平等な自由の形骸化、巨大な経済権力による政治生活の私物化を糾弾したマルクスを引きつづり、財産所有制民主主義は、社会主義的伝統からの正当な批判に答えようとするものだ、とも明言している⁸⁾。

さて、政治生活に独立の善を認めるロールズの政治社会論は、その背景にある、正義にかなった政治制度（そして、そういう政治社会それ自体）をも独立の善ととらえる。なぜならば、政治的自由の絶対性と公正な価値が保障されるには、正義にかなった基本構造としての、政治制度が不可欠だからである。事実、ロールズの構想する市民は、かかる制度の維持を共通善（a common good）と見なすのであって、この点で、ロールズの政治社会（財産所有制民主主義の国家）は1つのコミュニティを形成するのである。「コミュニティによって、そのメンバーが非常に高度な優位性に与るある究極目的〔それ自体のために支持される目的〕を共有している社会——政治社会を含む（この場合〔メンバーは〕市民）——を意味するならば、政治社会は1つのコミュニティである」。「このことの意味は、彼らが1つの基本的な、そして高度に優位的な政治的目的、すなわち、正義を満たす制度を維持し、それに応じてたがいに公正に振る舞う、という目的……を共有しているということである」（*ibid.*, sec. 60.2）。

では、これに対して福祉国家はどうか。すでに見たとおり、福祉国家資本主義は社会の背景的な制度（基本構造）に注目しない。その礎たる制限付き効用原理は、相応のソーシャル・ミニマムを超える余剰については、経済権力の集中さえ許容する平均効用原理をもって応じる。したがって、そこでは政治的な諸自由の公正な価値が侵害されるのは必定である。ゆえに福祉国家においては、政治生活はそれ自体として善とは見られておらず、それを維持する政治制度もまた、独立の善を構成しないのである。ところでロールズは、このように、社会の基本構造に無頓着で、政治的自由の公正に配慮しない社会の形態を「私的社会」（a private society）と呼んで、それをつぎのように定義している。

「その主たる特徴はまず、それ〔私的社会〕を構成する人格は、人間的な個体であれ結社であれ、対立的もしくは独立の、けっして補い合うことのない固有の私的目的をもっている、ということ。第2に、諸制度は、それ自体ではいかなる価値ももたないと考えられており、そこに参加するという活動は、善ではなく、どちらかといえば重荷と見なされる。というわけで、各人はもっぱら、社会の構図をみずから私的目的のための手段としてのみ評価する。誰一人他者の善やその所有物を省みることもなく、むしろ万人が、みずからに最大シェアの資産を約束してくれる、もつとも効率的なスキームのほうを好むのである。（もっと形式的に表現すれば、個人の効用閾数の唯一の変数は、彼が有する商品と資産であって、他者が所有する品目でもその効用レベルでもない。）」（Rawls, 1999 a, p. 457）

さて、以上が私的社会の基本的特徴であるとすれば、福祉国家とはまさに、私的社会論の1つの制度的実例であって、その裏付けたる制限付き効用原理もまた、私的社会の原理であることになる。ロールズは私的社会論をホップズの「リヴァイアサン」にまでさかのぼっているが、その特徴として彼は、国家を私的な結社と同一視する傾向、アトミスティックな存在論的個人主義、前-政治的で私的な選好や権利を、外生的な与件として措定する性格などを挙げている⁹⁾。だから、こうした理解が正しければ、ロールズの福祉国家批判は、単にハルサーニ=ヘア型の現代版功利主義のみならず、自然権的なリバタリアニズムをも射程に収めることになる。（福祉国家をリバタリアニズムの制度化と見なす見解には異論もあるであろうが、リアルな実効性を有するリバタリアニズムは、相応のソーシャル・ミニマムを保障したうえで、それを超える部分については不間に付す、というスタンスをとるであろう¹⁰⁾。）事実ロールズは、「基本構造について、特別の第一義的原理が必要である、という観念を退ける類いの見解は、功利主義のような、完全に一般的な理論だけではない」（Rawls, 1996, p. 262）と述べて、リバタリアニズム

ムを明確に敵と見据えている。かくして、財産所有制民主主義/福祉国家資本主義という制度上の対立図式は、公正としての正義/現代版功利主義・リバタリアニズムという、理論的な対決にまで遡及するのである。

IV 共和主義 vs. アンチ共和主義

そもそも、ロールズが私的社会論を展開した所以は、リベラリズムを私的社会の基礎原理と見なしたヘーゲルの‘誤解’に応答するためであった。ロールズによれば、ヘーゲルの批判が妥当するのは、せいぜいで功利主義的リベラリズム、あるいは自然権論的リバタリアニズムに対してだけである。これらの理解によれば、国家とは、それが個々別々の個人の私的な目的に資するかぎりで意味を有する。その制度に内在的な価値があるわけではなく、それが維持されるのは、もっぱらそれが便利な道具であるからにすぎない。国家は、独立に先在する個人の幸福や安全に役立つかぎりで、そのレゾン・デートルを許される。こうした〈市民社会〉(私的社会)を裏付ける原理としてのリベラリズムを、ロールズは「幸福のリベラリズム」と呼んでベンサム、ジェイムズ・ミル、そしてシジウィックに託し、公正としての正義を含む「自由のリベラリズム」——この系譜には、カント、ヘーゲル、そしてJ・S・ミルが連なる——から区別している¹¹⁾。彼は、「自由のリベラリズムにおいては、国家は、公的に共有された共通目的をもたず、もっぱら市民の私的な目的と欲求にもとづいて正当化される、というのは正しくない」(Rawls, 2000, p. 366)と主張して、彼の政治社会を、〈市民社会〉すなわち私的社会から区別するのである。よって、ふたたび制度論に差し向ければ、福祉国家が幸福のリベラリズムに属してヘーゲルの〈市民社会〉を体現するのに対して、財産所有制民主主義は自由のリベラリズムに与してかの〈国家〉に呼応する¹²⁾。

ホップズ型私的社会、ひいては福祉国家資本主義の政治は、本質的にアンチ共和主義的である。その裏付けとして、リベラルな共和主義の可能性

を模索するC・R・サンステインの、つぎのパラグラフ——彼はそこで、行動論的政治科学の唱える多元主義について、そのアンチ共和主義的性格を論じている——を見てみよう。

「多元主義的アプローチは、現行の財産分配、現在の背景的権限、現時点の選好を外生(exogenous)変数と見なす。これらすべてが、多元主義的闘争の、ある種前-政治的な背景を形成する。そのシステムの目的は、さまざまなインプットが正確に立法に反映されることである。よって、そのシステムは、市民の選好を集計する(aggregating)ためのシステムなのである。」(Sunstein, 1988, p. 1543)

ロールズのいう私的社会と、サンステインの見る多元主義は完全に重なっている。福祉国家における政治が、アンチ共和主義的といわれる所以である。ひるがえって、財産所有制民主主義の政治はといえば、これがまったく共和主義的である。財産所有制民主主義は一貫して財産や資本の広範な分散を唱えるが、これこそまさに、それが‘集中や大きさに対する嫌悪’という共和主義の嫡流を引いている証左である¹³⁾。ロールズ自身、財産所有制民主主義は「熟慮による民主主義」(deliberative democracy)の諸条件——たとえば、政治過程への公正かつ平等なアクセス、経済の分権化、さらには「産業民主主義」(industrial democracy) (仕事場における民主主義) の可能性——を整備すると説き、それが「古典的共和主義」の伝統に連なることを自認している¹⁴⁾。ふたたびサンステインによれば、リベラルな共和主義の「第1の原理は政治における熟慮であって、それはときに『市民的徳』("civic virtue")と呼ばれるものによって可能になる。熟慮の過程においては、私的な利害は政治のための有効なインプットであるが、それは前-政治的・外生的とは見なされない。いなむしろ、それは批判的な精査の対象なのである」(ibid., p. 1541)。既存の選好を私的、前-政治的、あるいは外生的と見なし、非社会的、外的、はたまた適応的選好に無頓着な多元主義に対して、サンステインは、「政治が熟慮的、ある

いは変形的次元を有する」(*ibid.*, p. 1545) ことを強調するが、ロールズの政治理解もまた、寸分たがわざこれと一致する。「計画や状況を記述するために、いな、個人的な欲求や目的ですらそれを表明するために用いられる諸概念は、しばしば、長い伝統の集団的努力の成果である信念や思考のシステム、ならびに社会環境を前提している」(Rawls, 1999 a, p. 458)。「社会・経済体制の基本構造は、単に所与の欲求や願望を実現する構図ではなく、同時にさらなる欲求や願望を将来に向けて喚起する構図なのである」(Rawls, 2000, p. 367)。ところが、多元主義的な私的社会論は、「前-政治的、外生的な私的領域への無防備な信頼にもとづき、実世界での熟慮による政治の欠陥を過大視し、現在の分配や選好が法の産物である仕方を無視する」(Sunstein, 1988, p. 1546)。しかるに、ロールズもいうように、純粹に私的な空間など存在しないのである。かくして我々は、財産所有制民主主義が共和主義の制度論であるのに対して、福祉国家がその対極に位置づけられるのを確認することができる。

V 理性的多元主義 vs. 合理的多元主義

「事実、多元主義の仮定によれば、なにゆえに法は、商品のごとく市場で売買されてはならないのか、明らかではない。そのような売買の過程は、選好を正確に集計するかもしれない。しかし、政治の熟慮的な機能を信頼する人々にとって、市場のメタファーは心得違いであろう。この種の法は、非多元主義のタームで理解されなくてはならない。」(*ibid.*, p. 1545)

こう語るサンステインは、まさしくロールズに呼応するかのようである。

「現実の利益分配は、総じて現在の状況から帰結する力と戦略的ポジションのバランスによって決定される。……競争的市場の理論は、この種の社会のパラダイム的な記述である。……私的、集団的利害の調整は、敵対せずとも無関心な力として相対峙する個人に適

用される、安定化のための制度的装置の成果なのである。私的社会は、その基本的な構図がそれ自体正義かつ善である、という公共的な確信ではなく、どんな可能な変化も、個人的な目的を追求するうえで使用できる手段のストックを減らしてしまう、という万人の、あるいはその体制を維持するのに十分な多数の計算によってまとめられているのである。」(Rawls, 1999 a, pp. 457-8)

こう述べるとき、ロールズの念頭にあるのは、多元主義的リバタリアニズム、なかんずく、バーゲン的な正義論を唱えるD・ゴティエの契約理論である¹⁵⁾。それによれば、政治社会は、みずから幸福の最大化をもつとも効率的な仕方で実現せんとする、複数の合理的主体から構成されている。こうした主体にとって、政治社会はそれ自体善ではなく、単に手段的・道具的な評価——どれほど効率的に幸福の最大化に資するか——をこうむるにすぎない。政治道徳あるいは公共性とは、いわば人々の合理性の集計であって、それを超えるものではない。いっさいの政治的成果は、バーゲンないし取引(deals)的な政治過程の帰結である。

そこでいま、こうした「合理的」の一元論にもとづく多元主義を「合理的多元主義」(rational pluralism)と呼んで、ロールズの主張する「理性的多元主義」(reasonable pluralism)と区別することにしよう。合理的多元主義——そして、その背後にある「合理的」の一元論——は、その淵源をホップズ、ロックの社会契約論に有するが、ロールズはそれを批判して、「理性的」/「合理的」の二元論をカント(さらにさかのぼればルソー)から継承する。「理性的」は複数性を前提し、単数的な「合理的」から構成することはできない。公共性は「理性的」に発するのであって、「合理的」に還元することはできない¹⁶⁾。こうした二元論は、ロールズの説く市民の構想に深く根づいている。市民は、単に合理的な仕方でみずからの幸福を追求する能力、すなわち善の能力(合理的能力)を有するのみならず、正義感覚に相当する能力、すなわち、他者とともに公正な条件で協働に

参加し、その条件に従って行動する能力（理性的能力）をも備えているといわれる。財産所有制民主主義の市民たちが、政治道徳、公共性、そして公正な制度を含む政治社会それ自体を1つの独立した善と見なすことができるるのは、まさしくこの理性的能力によるのである。「合理的」を超えた「理性的」の次元に与ることによって、財産所有制民主主義の市民は、各自の幸福（目的）追求に対しては多元主義的でありつつ、なお共通の究極目的——「公正な諸制度を首尾よく運営することが、社会のすべてのメンバーが共有する究極目的である。また、こうした制度の形態は、それ自体善として尊ばれる。」（Rawls, 1999 a, p. 462）——にコミットすることができる。しかしながら、ゴティエ型私的社会、ひいては福祉国家資本主義のもとでは、市民はその制度を、単に合理性の視座から、すなわち道具的=手段的にしか評価できない。そこでは、公共性とはただ、集計的な利益の実現にすぎない。これは、福祉国家の市民が、「合理的」に一元化された能力しかもたないからであって、ゆえに彼らは、合理的な便宜を超えて政治社会をとらえることができないのである。かくして我々は、財産所有制民主主義が理性的多元主義の反映であるのに対して、福祉国家資本主義は単なる合理的多元主義の制度である、と結論することができる。

VI 一般利益 vs. 全体利益

先行する3節を通じて、我々は財産所有制民主主義と福祉国家資本主義の区別を、ロールズ正義論のいっそう広い文脈（とりわけ理論的な）に位置づけることができた。以下に続く2つの節は、いわばそこからのコロラリーである。

ロールズによれば、財産所有制民主主義の基礎原理たる格差原理は、「互恵」（reciprocity）（相互性）の表現であるといわれる¹⁷⁾。この互恵の概念は、ロールズ正義論のなかでもひときわ多義的な概念であり、単に相互性といつても、バーゲンや取り引きの結果としての相互的な利益をいうのではない。それはむしろ、「一般利益」（*bénéfice générale*）とでも訳出すべき、「一般性」の次元を含んでいる。もちろん、ここでいう一般性とは、ルソーの「一般意志」（*volonté générale*）を示唆するのであって、「合理的」と区別される「理性的」、単なる私益の集計を超えた公共性を含意している。これに対して、福祉国家資本主義の根幹たる制限付き効用原理は、これもルソーにならえば、単なる「全体利益」（*bénéfice de tous*）（特殊私的な利益の総和）の域をでない。それはただ、個人の合理的な利益追求の帰結として保障される「最大多数の最大幸福」にすぎない。

こうした一般利益と全体利益の差異は、2つの体制——財産所有制民主主義と福祉国家資本主義——で社会が保障するソーシャル・ミニマムの概念において、決定的な違いとして現れる。福祉国家においては、ミニマム保障の目的は、「もっとも恵まれない人々が、その境遇をあまりに惨めであり、またそのニーズがひどく満たされていないことを経験して、ついに社会の正義の構想を拒否し、その境遇を改善するために暴力に訴えることさえ辞さない」（Rawls, 2001, sec. 38.4）状態の回避である。ここには、政治的自由やその価値に対する配慮、政治生活をそれ自体として善と見なす視点の欠如がうかがえる。もっぱら市民の合理的能力から引き出せるミニマムは、おそらくそのようなレヴェルにとどまるであろう。しかるに、財産所有制民主主義は、それを超えて、「もっとも恵まれない人々が、みずからも政治社会の一員であり、理想と原理をともなうその公共文化を、みずからにとって有意義と見なせる」（ibid.）状態をも保障しようとする。

「みずからとその社会をそう理解する人々が、その公共世界から引きこもるものではなく、むしろみずからをその完全なメンバーと考えるべきであるとすれば、ソーシャル・ミニマムは、それが人間の必須のニーズを超えて何を提供しようとも、そのように〔社会的協働の公正なシステムとして〕描かれた政治社会にふさわしい互恵の観念から引き出されなくてはならない。単にそうした必須のニーズだけを網羅するソーシャル・ミニマムは、資本

主義的福祉国家にはふさわしいかもしれないが、それは、公正としての正義の原理が満たされた、いわゆる……財産所有制民主主義にとっては十分ではないのである。」(ibid.)

ここに、理性的多元主義の事実を背景とした、共和主義的な政治のモメントがあることは疑いえない。

VII オーバーラップするコンセンサス vs. 暫定協定

合理的多元主義に立脚する福祉国家では、政治過程は市場におけるバーゲンや取り引きとのアナロジーでとらえられるから、その結果生じる政治的コンセンサスは、せいぜい「暫定協定」(*modus vivendi*) の域をでない。それは、私益について対立する2個人間のバーゲンによって例示できる。バーゲンの「交渉にあたって」、各人は「抜け目なく用心深いから、それを破ることがどちらの利益にもならない、ということが公認される形で」バーゲンが「成立することを確証できる」。しかしながら、2人とも「相手を出し抜いておのれの目的を追求せんとしており、万が一にも条件が変われば」、彼らは「そうしようとする」(ibid., sec. 58.1)。合理的個人は幸福の最大化に余念がないから、力のバランスが有利に傾けば、他を圧してでもその利益を確保しようとする。独占的企業が市場のシェアを占有せんとするのと同様である。だから、合理的多元主義のもとでは、多元性の事実それ自体が暫定的である。それはただ、現時点における諸力の均衡として、便宜的に容認されているにすぎない。

一方対照的に、財産所有制民主主義のもとでは、多元性の事実は市民の理性的能力に根ざしている。その政治過程は合理的なバーゲンとは見なされないから、結果する政治的コンセンサスは市場均衡ならぬ政治的均衡には還元されない¹⁸⁾。それは、合理的な利益追求によって無に帰するような、暫定的な多元性ではなく、むしろ、民主主義社会の普遍的な特質と考えられている。「このための試金石は、コンセンサスが、さまざまな見解のあい

だの力の分配の変化にもかかわらず、安定的であるか否かである。安定性のこうした特徴は、オーバーラップするコンセンサスと暫定協定のあいだの基本的な対照を際立たせる。暫定協定の安定性は、まさしくそうした分配に依存しているのである」(ibid., sec. 58.4)。

かくして我々は、オーバーラップするコンセンサス/暫定協定という二項対立が、財産所有制民主主義/福祉国家の制度論に埋め込まれているのを確認することができる。

VIII 財産所有制民主主義の具体的な制度

さて最後に、財産所有制民主主義の具体的な制度を瞥見しておこう。まずは、政治的な諸自由の公正な価値について、(1) 公的な選挙基金の準備、(2) 政治献金に対する制限、(3) 公共メディアへのいっそう平等なアクセスの保障、(4) 言論および出版の自由に対する一定の規制、等が挙げられるが¹⁹⁾、これらはすべて、共和主義的な政治を可能にする条件と考えられる。つぎに、経済の枠組みに関しては、当然ながら税制が中心にすえられる。格差原理の精神——値しない利益は、これを社会の共有財産と見なす——にもとづいて、贈与と相続については累進課税が適用され、不動産や生産手段の広範かつ平等な分配をうながす。それは、政治的自由の公正な価値、機会の公正な平等にとって有害な財産蓄積を防止する。また、所得税は廃止され、代わりに支出に対する比例課税——「消費に対して、一定の限界税率で課税する」——が適用される。「そうした比例税は、通常の控除をすべて考慮しうる。一定所得以上の総支出だけに課税することによって、税は、適切なソーシャル・ミニマムを容れるように調整しうる」(ibid., sec. 49.4)。こうした「基本構造は、市民の自由と自立を保障し、ときとともに、社会的地位や財産の、また、政治的影響力を行使し、可能な機会を利用する能力の、いっそう重大な不平等へとつながる傾向を、継続的に緩和する」(ibid., sec. 49.1) のである。ここでもまた、ロールズが共和主義的な政治の条件を整備しようとし

ていることは明らかである。

さて、以上の考究を通じて、我々はロールズ正義論において、先駆的な論証方法——正義の二原理か制限付き効用原理か、格差原理か平均効用原理か——に端を発した諸論点が、経験的な制度論のなかに整合的に体系化されているさまを理解できたはずである。そこでは、理論的な次元から制度論的なレヴェルまで、まさしく反照的均衡の方法を通じて、統一的で整合的な構想が練り上げられている。結果として、我々は2つの構想を得た。第1に、〈正義の二原理（格差原理）=分配=コミュニティ=共和主義=理性的多元主義=（ルソー的）一般利益=オーバーラップするコンセンサス=財産所有制民主主義〉の系列。第2に、〈制限付き効用原理（平均効用原理）=再分配=私的社会=功利主義・リバタリアニズム（アンチ共和主義）=合理的多元主義=（ルソー的）全体利益=暫定協定=福祉国家資本主義〉の系列。したがって、今後の我々の課題は、第1の系列か、しからずんば第2の系列かの二者択一でゆくのか、あるいは、双方のハイブリッドでゆくのか、についてメタ・レヴェルからの考察を行うことである。そのとき羅針盤となるのは、我々が理想とする社会の希望であろう。

注

* 本論の草稿に対して、塩野谷祐一先生をはじめとする多くの先生方から、複数の有益なご助言を賜った。ここに記して謝意を表したい。

- 1) Rawls, 1999 a, p. xiv. 周知のとおり、ロールズは「財産所有制民主主義」の概念と構想を、イギリスの経済学者ジェイムズ・E・ミード（James Edward Meade, 1907-）から借り受けている。詳細については、Meade, 1964, esp. chap. V を参照されたい。
- 2) *Ibid.*
- 3) Rawls, 2001, sec. 27.2.
- 4) Cf. Hare, 1989; Harsanyi, 1975.
- 5) Rawls 1999 a, pp. xiv-xv; do. 2001, sec. 42.3. 以下展開されるロールズの福祉国家論に、あるいは読者は、狭隘な福祉国家像、ないしはそのカリカチュアを見出すかもしれない。確かに、財産所有制民主主義は「（最）広義の」福祉国家に分類されるかもしれないが、ロールズの理解によれば、福祉国家はそれが資本主義的経済体制——ロールズの念頭には、アメリカの文脈が、とりわけ「ネオ・リベラル的」経済体制

下での「再分配的」福祉政策国家（a “Redistributive” Welfare-Provision State）があるに違いない——に依拠するかぎり、分配的正義の問題に関して構造的な限界（欠陥）を抱えているといわざるをえない。その正否は、追って以下の考究において明らかにされるであろう。なお、とりわけこうした論点を明確化したものとして、Krouse & McPherson, 1988 を参照されたい。

- 6) Cf. Rawls, 1999 b, pp. 235 ff. n. 19.
- 7) Rawls, 2001, sec. 21.
- 8) *Ibid.*, sec. 45.1.
- 9) Rawls, 2000, p. 365.
- 10) たとえば、森村, 1995, pp. 93-100, 同 2001, p. 213 を参照のこと。
- 11) Rawls, 2000, pp. 365-6.
- 12) もっとも、ロールズは国家を「精神的な実体」、個人をその単なる「偶有性」ととらえるヘーゲルに与するのではない（cf. Rawls, 2000, pp. 364-5）。『正義の理論』は、社会の基本構造を正義の本領と見なすことでヘーゲルにならい（cf. *ibid.*, p. 366），国家を単なる1つの私的結社と見なすリバタリアニズムを退けるが、その本旨は、ヘーゲルとホップズのあいだの「第3の道」（the third alternative）——ルソー やカントにさかのぼる——をゆくことである（cf. *ibid.*, pp. 362-5）。「国家とは、諸個人が、それぞれ理性的かつ公正と見なす原理に従ってその目的を追求できるアリーナなのである」（*ibid.*, p. 365）。
- 13) Cf. Sandel, 1998, pp. 207, 218, 227, 278, *et passim*.
- 14) Rawls, 2001, secs. 42.1, 52.1; do. 1996, pp. 205-6.
- 15) Cf. Rawls, 2001, secs. 6.2 (also fn. 16), 27.4.
- 16) こうした二元論に関しては、渡辺, 2000, pp. 31-9, 同 2001, pp. 239-41 を参照されたい。
- 17) Cf. Rawls, 2001, secs. 18.3, 21.4, 37.3.
- 18) サンステインは、行動論的政治科学の「政治的均衡」（political equilibrium）理論を取り上げ、それを多元主義（合理的多元主義）とのかかわりで問題化しているが、この点でも、ロールズ理論は実証主義的政治学への批判となっている（cf. Sunstein, 1988, pp. 1542-3, 1546-7, 1550-1）。実際、サンステインはロールズをリベラルな共和主義者と見なして、共和主義的な政治の条件に関して、ロールズの正義論に多大な貢献を認めている（cf. *ibid.*, pp. 1566-8）。
- 19) Rawls, 2001, sec. 45.3.

参考・引用文献

- Hare, R. M. (1989) "Rawls' Theory of Justice," in Norman Daniels, ed., *Reading Rawls: Critical Studies on Rawls' 'A Theory of Justice'*, reprinted, Stanford U. P.

- Harsanyi, John C. (1975) "Can the Maximin Principle Serve as a Basis for Morality?: A Critique of John Rawls's Theory," *American Political Science Review*, 69, No. 2.
- Krouse, R. & McPherson, M. (1988) "Capitalism, 'Property-Owning Democracy,' and the Welfare State," in Amy Gutmann, ed., *Democracy and the Welfare State*, Princeton U. P.
- Meade, James E. (1964) *Equality, Efficiency, and the Ownership of Property*, George Allen & Unwin.
- Rawls, John (1996) *Political Liberalism*, Paperback ed., Columbia U. P.
- (1999 a) *A Theory of Justice*, Revised ed., Harvard U. P.
- (1999 b) "Justice as Fairness: Political not Metaphysical," in his *John Rawls: Collected Papers*, ed. S. Freeman, Harvard U. P.
- (2000) *Lectures on the History of Moral Philosophy*, ed. Barbara Herman, Harvard U. P.
- (2001) *Justice as Fairness: A Restatement*, ed. Erin Kelly, Harvard U. P.
- Sandel, Michael J. (1998) *Democracy's Discontent: America in Search of a Public Philosophy*, Harvard U. P.
- Sunstein, Cass R. (1988) "Beyond the Republican Revival," *Yale Law Journal*, 97, No. 8.
- 森村 進 (1995) 『財産権の理論』, 弘文堂。
- (2001) [書評]「長谷川晃『公正の法哲学』」, 信山社, 2001年」『法の理論21』, 成文堂。
- 渡辺幹雄 (2000) 『ロールズ正義論の行方——その全体系の批判的考察』(増補改訂版), 春秋社。
- (2001) 『ロールズ正義論再説——その問題と変遷の各論的考察』, 春秋社。

(わたなべ・みきお 山口大学助教授)